

大規模集客施設等の立地に関する方針

(平成21年12月15日)

改正 令和3年2月18日

山 梨 県

目 次

第1章 総 論

- 1 本県のまちづくりの方向性 2
- 2 大規模集客施設等の適正立地の意義 4
- 3 方針の目的と役割 6

第2章 都市計画制度等の活用による適正立地の促進

- 1 都市計画法等による大規模集客施設の立地規制の概要 7
- 2 都市計画制度の活用等による適正立地促進の手立て 8
- 3 特定集客施設の立地の考え方 11

第3章 施設設置者による立地計画の早期届出等

- 1 対象施設等 13
- 2 立地計画届出等の手続 14
- 3 広域調整等における提出意見の勘案 16

第4章 施設設置者等の積極的な地域貢献活動の促進

- 1 対象店舗 19
- 2 大規模小売店舗の設置者等に求める地域貢献活動 19
- 3 積極的な取り組みを期待する地域貢献活動 24
- 4 地域貢献活動基本計画の提出等の手続 25

第5章 方針の推進にあたって

- 1 推進体制 30
- 2 県の役割と市町村等への期待 30

雑 則

- 施行期日 32
- 「大規模集客施設の立地に関する方針」の廃止 32
- 経過措置 32

様式編 33

第1章 総論

1 本県のまちづくりの方向性

(1) まちづくりを取り巻く状況

近年、人々の暮らしや交流の場である「まち」の姿は大きく変貌しています。特に、教育・文化・産業・医療など、さまざまな都市機能が集積し、また、地域ならではの特性が集約した「まちの顔」としての役割を持つ県内各地の中心市街地や地域の拠点は、にぎわいや活力を失うなど、空洞化が進んでいます。

一方、郊外地域では、相次いで立地された商業施設等が核となり、また、その周辺に住宅地などが形成されることによって、新たな「まち」も生まれていますが、地域全体から見ると、低密度の市街地が広がり、都市機能は拡散しています。

こうした動きには、人々のライフスタイルの変化が大きく影響しています。

日常生活において利便性が求められるようになり、移動手段として自家用車を使うことが当たり前のような生活となっています。特に自家用車への依存度が高い本県では、生活の多くに自家用車の存在が深く関わっています。

現在、我が国は過去に経験したことの無い速度で少子化・高齢化が進み、人口減少社会が到来しています。本県も例外ではなく、人口は減少傾向にあり、高齢化も全国より早いペースで進んでいます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の割合も増加しており、地域の状況も変わりつつあります。

(2) まちづくりの課題

こうした「まち」の状況の変化は、次のような課題を生じさせており、今後も中心市街地の空洞化や都市機能の郊外への拡散などが続いた場合には、住民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

- 中心市街地や地域の拠点から都市機能が流出し、人々の交流の場が失われていくことにより、相互扶助の精神で地域社会を支えてきたコミュニティが喪失すること。

- 郊外への商業施設等の立地によって、日常生活においても自家用車利用を前提とした生活様式が広がる一方で、公共交通機関の利便性は低下し、自家用車を利用できない人にとっては、移動しにくく、暮らしにくい地域が増加すること。
- 都市機能が郊外へ拡散していくことにより、道路や上下水道などの社会資本も追加的な整備が必要になり、整備後はその維持管理費などが生じることから、都市そのものの運営に要するコストが増大すること。
- 郊外へ拡散した都市機能に自家用車でアクセスすることによるCO₂排出量の増加や、拡散的な開発による良好な自然環境の喪失など、環境への負荷を増大させること。
- 拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すると一定の人口密度により支えられてきた、医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあること。

人口減少社会の中で、私たちの暮らす「まち」からコミュニティ機能が失われ、自家用車がなければどこに行くこともできないような「まち」にならないよう、これらの課題に適切に対応していくことが求められています。

(3) 目指すべきまちづくりの方向性

こうした課題を踏まえ、今後のまちづくりを進めていくためには、次のような方向性が必要です。

- 住民にとって身近な中心市街地や地域の拠点に、日常生活に必要な機能を集積するとともに、不足する都市機能を相互に補完し合うことにより、地域社会の機能性や利便性を高める。
- コミュニティ機能の再生や充実を図りながら、地域ににぎわいを創出していくことにより、個性豊かな魅力ある中心市街地や地域の拠点を形成する。
- 地域の実情に見合った、誰にでも使いやすい公共交通機関の充実を図り、積極的に活用していくなど、自家用車以外の交通手段を安定的に確保することにより、自家用車を利用できない住民の移動に対する不安を解消し、併せて自家用車に過度に依存しない生活を実現する。

- 既存の都市機能を有効に活用していくことにより、新たな社会資本整備や維持管理に要する行政コストを抑えるとともに、拡散的な開発による環境への負荷も軽減する。

これらの方向性に沿った取り組みにより、今後、高齢化が一段と進展する中でも、人々が安心して快適な日常生活を営める「**持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり**」を目指していきます。

2 大規模集客施設等の適正立地の意義

近年、まちづくりに影響を与える、集客力の大きい商業施設等の立地が急速に進展しています。平成19年11月の改正都市計画法施行の効果により、郊外への大規模集客施設の立地が抑制される中で、施設規模の縮小化が進んでいますが、本県の場合には、可住地面積が少なく、自家用車への依存度も高いことから、比較的規模が小さい集客施設であっても、まちづくりへの影響が懸念されます。

そこで、県内において集客施設の立地が、まちづくりに対し、どのような影響を与えるかを分析したところ、床面積6千㎡を超える規模の集客施設については、市町村域を越えて影響を与える可能性が高いことがわかりました。

こうしたことから、この方針では集客施設などについて次のとおり定義し、そのうち大規模集客施設等の適正立地を図っていくこととするものです。

集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用に供される建築物

大規模集客施設：集客施設であって、その用途に供する部分の床面積が1万㎡を超えるもの

特定集客施設：集客施設であって、その用途に供する部分の床面積が6千㎡を超え1万㎡以下のもの

大規模集客施設等：大規模集客施設及び特定集客施設

大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法第2条で規定する、店舗面積の合計が千㎡を超える小売店舗

この方針に基づく大規模集客施設等の適正立地は、「**持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり**」の推進に寄与するためのものであり、「適正立地」とは、次のような考え方を示します。

(1) 立地計画の早期公開による地域社会での論議を踏まえた立地

大規模集客施設等の立地は、もとより関係法令及びこれに基づくゾーニングを遵守した上で行われるべきことが大原則となります。

特に、農業の振興を図ることが必要な地域においては、大規模集客施設等の分散的な立地を極力抑制することとします。とりわけ、農用区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、大規模集客施設等の立地を目的とする都市的土地利用への転換については、関係法令を厳正に適用し、慎重に対応することが求められます。

これに加え、大規模集客施設等の立地にあたっては、地域住民等への早期の情報公開が重要です。

立地計画について、できるだけ早い段階から情報公開を行い、立地地域だけではなく周辺地域の住民等が計画に対して意見を表明するなど、広域的な観点からまちづくりに対する論議を踏まえることにより、地域社会に受け入れられる施設として立地されることを期待します。

(2) 地域貢献活動を通じた立地地域との共生

大規模集客施設等のうち、特に大規模小売店舗については、近隣の地域住民や、生産・消費などの経済活動を営む県民の日常生活と密接に関わる事業活動を展開する主体です。

大規模小売店舗が、地域社会の一員として積極的に地域貢献活動に努めた場合には、その立地が地域にとってメリットとなり得る反面、営利企業体として経済合理性を追求する行動が過度に徹底された場合には、周辺地域の経済活動やまちづくりに与える悪影響が深刻化するおそれがあり、その動向は地域・県民に大きな影響を及ぼします。

ゆえに、大規模集客施設等の立地適正化の一環として、大規模小売店舗が市町村、地域住民等と連携し、地域との共生を図りつつ、地域貢献活動に積極的に取り組むことが重要となります。

このため、本県としては、大規模小売店舗の立地に当たり、設置者に対し地域の住民等との主体的な協調と連携を促すとともに、地域貢献活動の実施を要請していきます。

このことにより、大規模小売店舗を取り巻く地域の中心市街地や商店街など

の活性化、大規模小売店舗の商業活動に付随して生じる事業活動がもたらす地域経済活性化への貢献などの効果を期待するものです。

3 方針の目的と役割

この方針は、立地計画の早期届出や地域貢献活動の促進など、大規模集客施設等の適正立地を図るため、必要な事項を規定したものであり、**持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくりに寄与し、もって県民の豊かで快適な生活の確保に資することを目的**としています。

一方、各市町村のまちづくりに対し、広域的に影響を及ぼす可能性が高い特定集客施設を含む大規模集客施設等の適正立地のためには、県の関与のほか、市町村・事業者（施設設置者など）の深い理解と協力が欠かせません。

この方針においては、大規模集客施設等の設置者などが取るべき手続を設ける（第3章・第4章）とともに、県・市町村・事業者それぞれが果たすべき役割を明らかにします。

【各主体に対するこの方針の役割】

主 体 名	役 割
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設等の立地に伴う関係事務の実務遂行上の指針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設の立地に関する都市計画法の運用にあたり参考とすべき指針 ・ 関係法令の運用を補完する法定外手続（立地計画の早期届出等手続・地域貢献活動基本計画の提出等手続）に関する指針
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設等の立地に伴う関係事務（都市計画制度その他土地利用調整関係事務等）の処理にあたり広域的な観点から参考とすべき事項 ○ この方針の対象とならない規模の集客施設の適正立地について参考とすべき事項
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立地計画初期段階において求められる事前手続のガイドライン ○ 出店後に実施が求められる地域貢献活動の内容及び地域貢献活動基本計画の提出等手続のガイドライン

第2章 都市計画制度等の活用による適正立地の促進

1 都市計画法等による大規模集客施設の立地規制の概要

都市計画法では、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地にあたっては、一旦立地を制限した上で、都市計画の手続を経ることにより、地域の判断を反映した適切な立地を確保することとされています。

都市計画法における立地規制の概要は、次のとおりです。

(1) 市街化区域、用途地域における立地規制

用途地域のうち商業地域、近隣商業地域、準工業地域においてのみ立地が可能。

(2) 非線引き白地地域等における立地規制

非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では原則立地不可。

【大規模集客施設の立地可能・不可能地域一覧】

		地域の種別	立地可否
都市計画区域 (準都市計画区 域もこれに準 ずる)	住居系	第一種低層住居専用地域	×
		第二種低層住居専用地域	×
		第一種中高層住居専用地域	×
		第二種中高層住居専用地域	×
		第一種住居地域	×
		第二種住居地域	×
		準住居地域	×
		田園住居地域	×
	商業系	商業地域	○
		近隣商業地域	○
	工業系	準工業地域	○
		工業地域	×
		工業専用地域	×
	白地地域		×
	市街化調整区域		×

(3) 広域調整手続

都道府県知事は、市町村が都市計画決定等に対する協議を行う際に、関係市町

村からの意見聴取などが可能。

2 都市計画制度の活用等による適正立地促進の手立て

(1) 都市計画区域

① 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン^{*1}においては、大規模集客施設の立地については、拠点エリア^{*2}内に誘導するものとし、拠点エリア外において、新たな大規模集客施設の立地を可能とする都市計画の決定・変更は行わないことを基本としています。

ただし、拠点エリア外のうち高速道路インターチェンジ周辺等で、広域的に都市構造へ重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ周辺市町村との広域調整が整う見込みがある場合は、この限りではありません。

※1 「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法に基づき県が定めることとされている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針をいいます。

※2 「拠点エリア」とは、都市計画区域マスタープランで示した拠点方針エリアに基づき、県と市町村が協議し決定した拠点の範囲をいいます。

② 市町村の都市計画決定等協議に係る広域調整

県は、市町村が定めようとする大規模集客施設の立地に係る都市計画の知事協議にあたり、都市計画法の規定に基づき、必要に応じ、関係市町村に対して資料提出、意見開陳・説明その他必要な協力を要請し、調整（以下「広域調整」といいます）を十分行います。

県の広域調整に際しては、次の基準に基づき、関係市町村の意見^{*3}、立地市町村の見解、及び都市計画審議会の意見を踏まえ、広域的見地から総合的に判断します。

【判断基準】

(拠点エリア内)

大規模集客施設の立地を可能とする都市計画決定を行う場合、拠点エリア内はア～ウにより適否を判断する。

(拠点エリア外の高速道路インターチェンジ周辺等)

用途地域が指定されている土地はア～ウ及びエ1、用途地域が指定されていない土地はア～エにより適否を判断する。また、関係市町村から異存のない旨が示されている場合とする。

ア 市町村マスタープランでの位置付け

立地市町村の市町村マスタープランに位置付けされていること。または位置付けが予定されていることが明確であること。

イ 関連計画との整合性

- 例) ・山梨県都市計画マスタープラン ・都市計画区域マスタープラン
・国土利用計画 ・県土地利用基本計画
・山梨県農業振興地域整備基本方針 ・市町村総合計画
・立地適正化計画 ・市町村農業振興地域整備計画 等

ウ 土地利用の外部性の観点からの評価

項目	判断基準
周辺の交通環境（渋滞等）	予定大規模集客施設周辺の道路及び交差点において著しい交通渋滞、交通集中が生じないこと
周辺の交通環境（事故等）	予定大規模集客施設周辺の歩車分離がない通学路や、特に歩行者の多い道路での安全性の低下がないこと
周辺の自然環境	予定大規模集客施設の立地により、保全すべき良好な自然環境に著しい影響を及ぼさず、かつ、自然地の良好な景観を阻害しないこと
周辺の生活環境	予定大規模集客施設から発生する騒音、悪臭、振動、光害等により、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと
周辺の歴史環境	予定大規模集客施設の立地により、地域固有の価値の保持等に著しい影響を及ぼさず、かつ、歴史・文化的環境の良好な景観を阻害しないこと
無秩序な周辺開発の誘引による公共コストの増加	予定大規模集客施設周辺において、新たな公共コスト（道路、公園、上下水道、学校等のインシャルコスト及びランニングコスト）の著しい増加が生じないこと（ただし、周辺地域について、市街化を抑制する有効な土地利用規制が行われる場合を除く。）

エ 都市構造上の観点からの評価

	項目	判断基準
1	公共交通によるアクセス性	鉄道駅の徒歩圏（約 1km）であるか、または、バス等の運行が確保されていること（予定大規模集客施設が独自に運行する

		循環バスを含む。)
2	広域的な都市基盤施設への影響	関係市町村の都市基盤施設に著しい負荷が生じないこと（例えば、交通施設については当該地域が高速道路インターチェンジ周辺等である場合、広域的に都市基盤施設への影響が少ないと考えられる。）
3	広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区の都市機能の集積及び維持の観点	協議市町村及び関係市町村に広域拠点、地域拠点または既存都市機能立地地区が定められている場合には、当該拠点における都市機能の集積及び維持に支障がないこと（ただし、既存の競合する店舗等との競争を抑制するなど需給調整や既得権擁護とならないよう留意すること）

※3 「関係市町村」の範囲は、次のとおりとします。

中西部・南部広域圏域	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町
富士・東部広域圏域	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村

③ 準工業地域における大規模集客施設の立地抑制

準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、国においては、中心市街地活性化基本計画の認定にあたり、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われることを条件としています。

こうした国の考え方を踏まえ、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村に係る準工業地域については、都市計画法に定められた規制手法の市町村による活用を促し、立地抑制に努めます。

また、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村と周辺の市町村の間で、準工業地域相互間での立地規制に著しい不均衡が生じることを避けるため、関係市町村への情報の提供や技術的な助言を行っていきます。

④ 市町村に対する技術的助言

市町村は、まちづくりに一義的に責任を負う主体であり、その判断を尊重すべきことは当然ですが、広域の見地から都市構造の適正化を図る県の責務

を果たすため、都市計画の諸制度を用いた大規模集客施設の立地適正化全般について、市町村に対し積極的に技術的助言を行っていきます。

(2) 都市計画区域外

① 準都市計画区域の指定制度等

必要に応じて準都市計画区域の指定制度を活用するなど、都市計画区域外の農地等の保全に努めます。

② 農振制度・農地転用制度の厳正運用

都市計画区域外の農地については、①の準都市計画区域指定制度の活用のほか、農業上の土地利用を図る観点から、農振制度・農地転用制度の厳正な運用を図っていきます。

3 特定集客施設の立地の考え方

特定集客施設の立地についても、関係法令及びこれに基づくゾーニングを遵守した上で行われることが大原則であり、この方針によって、都市計画制度の範囲を超えて、その立地を規制するものではありません。

しかし、特定集客施設であっても、各市町村のまちづくりに対し、広域的に影響を及ぼす可能性が高いことから、持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくりの観点から、大規模集客施設に準じ、可能な限り商業地域・近隣商業地域・準工業地域へ立地することを期待するとともに、非線引き都市計画区域の白地地域や都市計画区域外では、農業上の土地利用を図る観点から、農振制度・農地転用制度の厳正な運用などを行っていきます。

■大規模集客施設等の立地に係る規制(区域別)と本方針の考え方

区分	用途地域等	大規模集客施設 (床面積1万㎡超)		特定集客施設 (床面積6千㎡超1万㎡以下)	
		法定事項 (※1)	方針の考え方	法定事項 (※1)	方針の考え方
都市計画区域内・準都市計画区域内	第一種低層住居専用地域	立地不可	立地不可	立地不可	立地不可
	第二種低層住居専用地域				
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	田園住居地域	用途地域変更または地区計画(開発整備促進区)決定により立地可	用途地域変更等には、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価	規制なし	・商業地域・近隣商業地域・準工業地域への立地を期待
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	工業地域				
	商業地域				
	近隣商業地域				
	準工業地域	(※2)	立地抑制 (市町村の立地制限に係る制度活用支援)		
	工業専用地域	用途地域変更または地区計画(再開発等促進区)決定により立地可	用途地域変更等には、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価性	用途地域変更または地区計画(再開発等促進区)決定により立地可	用途地域変更等には、都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価性
	用途地域外	非線引き都計区域の白地地域	用途地域指定または地区計画(開発整備促進区)決定により立地可	用途地域変更等には、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 ア 市町村マスタープランでの位置付け イ 関連計画との整合性 ウ 土地利用の外部性の観点からの評価 エ 都市構造上の観点からの評価性	規制なし
	市街化調整区域	原則立地不可	原則立地不可	原則立地不可	原則立地不可
	都市計画区域外		立地抑制 ・準都市計画区域の指定制度活用 ・農振・農地転用制度の厳正運用		・農振・農地転用制度の厳正運用

※1 「法定事項」の欄は、平成19年11月30日施行の改正都市計画法及び建築基準法による。

※2 中心市街地活性化基本計画を作成する市町村は、準工業地域に特別用途地区等を活用して立地規制を実施することが国の認定の条件となる。

第3章 施設設置者による立地計画の早期届出等

《本章の意義》

- ◆ 大規模集客施設等を設置しようとする者が、各種法令に基づく手続に入る前の計画初期段階で行う必要がある、事前届出等の手続について定めたものです。

1 対象施設等

(1) 対象施設

本章の手続が必要となる施設（以下「対象施設」といいます。）は、次のとおりです。

- ア 新設が予定される大規模集客施設等^{※1}
- イ 増床により新たに大規模集客施設等となるもの^{※2}
- ウ 既存の大規模集客施設等であって、3,000㎡を超える増床を行おうとするもの^{※2}

※1 床面積6千㎡以下の集客施設が複数棟建築される場合で、これらの複数の施設が駐車場などの施設を共用することにより一体的な利用がされる場合など、個別の事案の利用形態等からみて用途上不可分な関係にあるときは、これら複数の建築物の床面積の合計が6千㎡を超える場合には、本章の手続が必要になります。

※2 既存施設の周辺に別棟が設置される場合に、当該設置が「増床」に該当するかどうかは、※1に準じ、これらの複数の施設が駐車場などの施設を共用することにより一体的な利用がされる場合など、用途上不可分な関係にあるか否かによって判断します。

(2) 適用除外

中心市街地の活性化に関する法律の規定による第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域に立地する対象施設については、本章2（3）から2（5）までは、適用しないこととします。

(3) その他

本章の手続は、（2）で適用除外とされたものを除き、12ページの表に掲げるすべての地域に係る対象施設について必要となります。

2 立地計画届出等の手続

(1) 立地計画書の届出

① 対象施設の設置予定者は、あらかじめ、施設の名称、立地予定場所、施設の規模・業種その他の必要事項を記載した立地計画書を知事に届け出てください。

ア 新設の場合・・・『立地計画書（新設）』《第1号様式》

イ 増床の場合・・・『立地計画書（増床）』《第2号様式》

② 立地計画書の届出は、次に掲げる法定手続のうち最も早く開始するものの遅くとも3か月前まで*に行ってください。

ア 都市計画法に基づく開発行為許可申請

イ 農地法に基づく農地転用許可申請

ウ 大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出

エ 建築基準法に基づく建築確認申請

※（18ページ参照）届出から（3）③の報告までに必要と見込まれる期間を勘案し、3か月に必要な期間を加えるなど、届出時期を適切に判定してください。

③ ②にかかわらず、次に該当する場合は、それぞれに掲げる時期までに、立地計画書を知事に届け出てください。

ア 市町村において対象施設の立地に係る都市計画の決定、変更等が必要な場合：都市計画法に基づく知事への協議にあたり、当該市町村から県に下協議が行われる時*

※ 時期の詳細については、立地市町村にお問い合わせください。

イ 対象施設の立地に係る環境影響評価が必要な場合：環境影響評価方法書の知事への送付時（判定の届出が必要なときは、その届出時）

ウ 対象施設の立地に係る土地につき、農業振興地域農用地区域からの除外が必要な場合：当該土地について市町村へ農用地区域の除外申出が行われる時

④ 対象施設が土地区画整理事業の一部として保留地上に立地されることとなる場合は、設置予定者（設置予定者が未定の場合は、当該土地区画整理事業を施行しようとする者*）は、当該土地区画整理事業の事業計画案に係る県への下協議が行われる時まで、立地計画書を知事に届け出てください。

※ 土地区画整理事業組合設立準備会その他施行者の前身として土地区画整理事業の事業化を推進する団体等をいいます。

- ⑤ 立地計画書を届け出た者（以下「立地計画書届出者」といいます。）は、立地計画書に記載した届出事項に変更や廃止があったときは、速やかに『**立地計画変更・廃止届出書**』《**第3号様式**》により知事に届け出てください。

（2）立地計画情報の公表

知事は、立地計画書の届出があったとき、及び立地計画変更・廃止の届出があったときは、速やかに次に掲げる市町村（以下、「関係市町村等」という）に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

- ア 届出に係る施設の立地予定市町村
- イ 立地予定市町村の隣接市町村
- ウ 立地予定市町村と同一の都市計画区域を行政区域とする市町村
- エ 上記のほか、知事が必要と認めた市町村

（3）立地計画説明会の開催

- ① 立地計画書届出者は、届出後速やかに、立地予定市町村において、立地計画の概要を周知するための説明会を開催してください。
- ② ①の説明会開催にあたっては、開催日時、場所その他出席者に必要な情報を、新聞広告などの手段により、広く周知してください。
- ③ 立地計画書届出者は、①の説明会を開催したときは、その結果について、『**立地計画説明会開催結果報告書**』《**第4号様式**》により、開催後速やかに、知事に報告してください。
- ④ 知事は、開催結果報告書の提出があったときは、速やかに関係市町村等に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

（4）市町村・住民意見の提出機会の提供等

- ① 関係市町村等及びその住民等は、知事が立地計画書を公表した日から、（3）④の説明会開催結果報告書の公表日後2週間を経過する日までに、知事に対して当該立地計画に関する意見を『**立地計画に関する意見書**』《**第5号様式**》により提出することができます。

- ② 知事は、①により関係市町村等及び住民等から意見が提出されたときは、意見提出期間の終了後2週間以内に、その意見の概要を関係市町村等に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(5) 県意見の陳述・公表等

- ① 知事は、(3)の説明会開催結果及び(4)の意見内容を踏まえ、立地計画書届出者に対し、(3)③の説明会開催結果報告があった日から原則として45日以内に、届出のあった立地計画に関する県としての意見を述べる（特に意見がないときは、その旨を通知する）ものとします。
- ② 知事は、県意見の陳述にあたっては、①に掲げる事項に加え、関係法令や土地利用に関する諸計画、及びこの方針に照らして適切な計画であるかどうかを観点とするほか、第2章の2(1)②(8ページ参照)に掲げる判断基準を踏まえて意見を作成するものとします。
- ③ 知事は、立地計画書届出者に対して意見を述べたときは、速やかにその内容を関係市町村等に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。
- ④ 立地計画書届出者は、①による県意見の送付を受けたときは、当該意見への対応について知事に報告するよう努めてください。
- ⑤ 知事は、立地計画書届出者から④による報告があったときは、速やかにその内容を関係市町村等に通知するほか、県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

3 広域調整等における提出意見の勘案

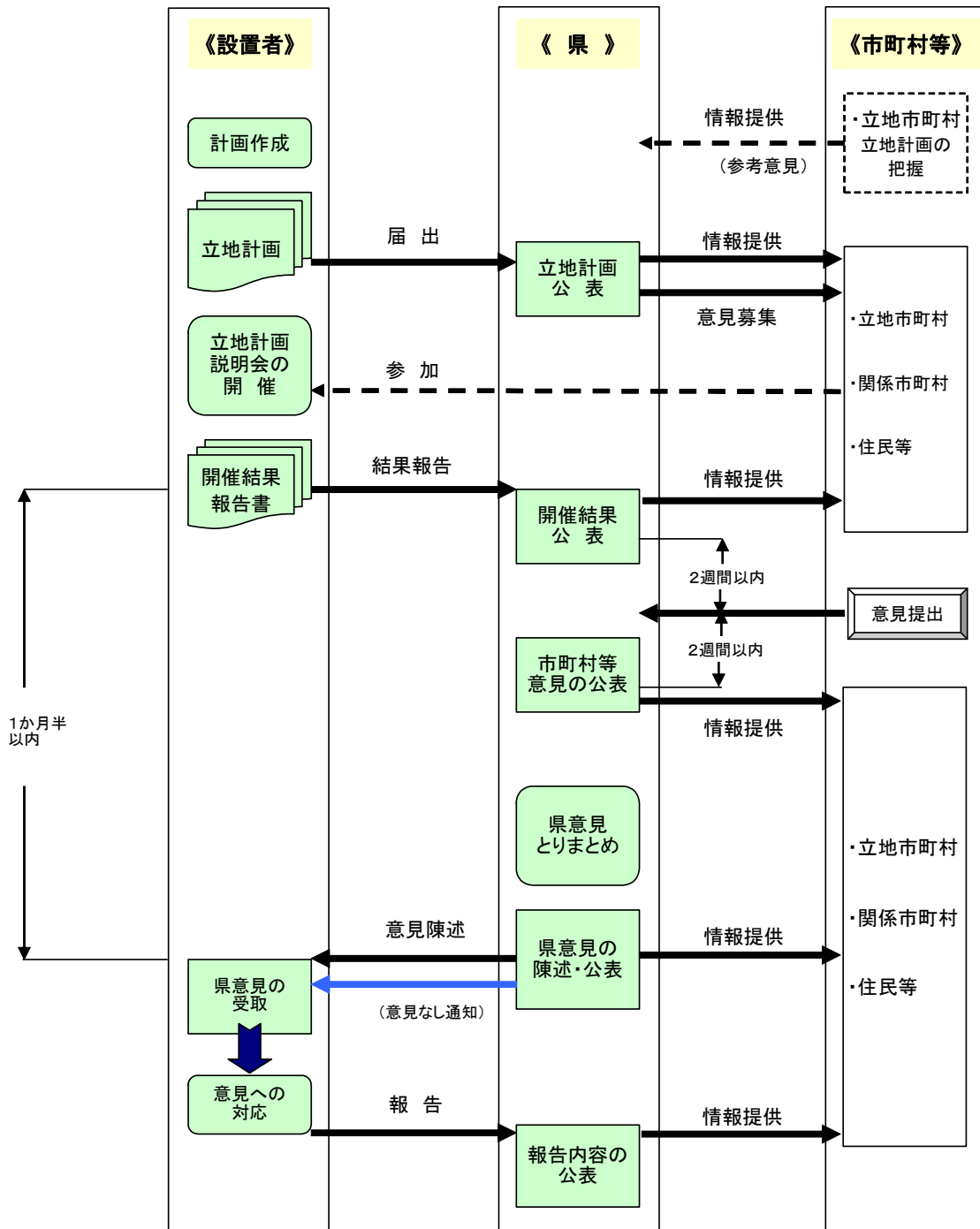
(1) 市町村都市計画決定等に関する協議にあたっての配慮

知事は、市町村が大規模集客施設の立地に係る都市計画を定めようとして、知事に対し都市計画法に基づく協議を行ったときは、同法の規定により提出を求める関係市町村の意見に加えて、本章の手続で得られた関係市町村等や住民等の意見も十分勘案するものとします。

(2) 立地に伴う関係法令運用にあたっての配慮

知事は、生活環境保持のための大規模小売店舗立地法や、土地利用調整・環境影響評価その他立地に伴う関係事務の根拠となる個別法に基づく行政執行にあたっては、本章の手続で得られた関係市町村等や住民等の意見を十分勘案するよう努めるものとします。

■立地計画書届出等手続の流れ



※ 設置者は、県意見の受取後、法令に基づく手続を開始。

※ 立地計画届出から県意見陳述までの所要期間は、3か月程度が見込まれる(説明会開催の状況等によって変動)。

第4章 施設設置者等の積極的な地域貢献活動の促進

《本章の意義》

- ◆ 大規模集客施設等のうち大規模小売店舗の開業後に設置者又は小売業者が行う地域貢献活動について、具体的な活動例を示すとともに、開業前に行う必要がある基本計画書提出等の手続を定めたものです。

1 対象店舗

本章の手続が必要となる施設は、大規模小売店舗のうち、店舗面積が3千㎡を超えるものであって、次に該当するもの（以下「対象店舗」といいます。）です。

- ア 新設が予定される大規模集客施設等
- イ 増床により新たに大規模集客施設等となるもの

※1 13ページの対象施設に係る（※1）及び（※2）は、上記のア及びイについて準用します。

※2 「大規模集客施設の立地に関する方針」（平成19年11月30日施行）第4章の手続が必要となった施設（床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設であって、店舗面積が5千㎡を超える大規模小売店舗）は、この方針の施行後も本章の4「地域貢献活動基本計画の提出等の手続」の（6）及び（7）の手続が必要となります。

2 大規模小売店舗の設置者等に求める地域貢献活動

地域貢献活動の具体的な取組事例は、次のとおりです。

対象店舗の設置者（設置者以外の者が当該大規模小売店舗の主要な小売業者となる場合等においては、当該小売業者）は、これらを参考に、自らの判断により積極的に地域貢献活動に取り組むことが期待されます。

なお、対象店舗以外の大規模小売店舗についても、この方針を踏まえた積極的な地域貢献活動が望まれます。大規模小売店舗立地法による届出を行う際は、地域社会への貢献として取り組もうとしていることについても記載するよう努めてください。

地域貢献活動の具体事例

(1) 地域づくりへの協力

① 地域貢献担当窓口の設置

- ・ 地域の関係者と連絡・調整を図るための担当窓口を設置し、地域貢献活動への取組体制を明らかにする。

② 地域貢献協議会の開催

- ・ 大規模小売店舗の設置者及び小売業者と市町村、地域住民、商工会議所又は商工会等で構成する協議会を設け、地域貢献活動基本計画(案)の作成や、店舗開業後の地域との意見交換の場として活用する。

③ 商圏内の中心市街地や商店街の活性化の取組への協力

- ・ 地域の関係者挙げて実施する地域の伝統行事や祭りなどに参加、支援を行う。
- ・ 商店街などが一体となって実施する共同売り出し、イベントなどの催事に参加、支援を行う。

④ 商工会議所、商工会等への加入

- ・ まちづくりや地域経済の活性化に取り組む商工会議所、商工会、商店街団体などに加入し、地域の一員として一体となって取り組む。

⑤ 市町村が進める地域づくりへの協力

- ・ 中心市街地活性化や地域振興のために市町村が進める地域づくりへの取組に協力する。
- ・ 自治会や社会福祉協議会など地域の団体が行うボランティア活動などの社会貢献活動について、活動場所の提供、従業員の参加などに協力する。

⑥ 景観形成、街並みづくりへの協力

- ・ 店舗周辺の清掃美化活動や植樹・植栽など、地域の関係者挙げてその地域の美観・景観を保全するために行う地域活動に参加、支援を行う。

(2) 地域経済活性化の推進

① 地域及び県内の商業者のテナント入居促進

- ・ 大規模小売店舗が立地する地域及び県内の商業者のテナント入居を積極的

に進める。

② 県内業者との取引促進

- ・ 地域経済の循環を促してその活性化を図るため、県内業者との取引を積極的に進める。

③ 観光のPR

- ・ 県内観光地や各種イベントの紹介など、観光PRに協力する。

④ 地産地消の推進

- ・ イベントの開催やコーナーの設置など、県産品のPRや販売促進に協力するとともに、県産品の積極的な販売、利用を行う。

(3) 地域雇用確保への協力

① 安定的雇用の確保

- ・ 地域及び県内における安定的な雇用を確保するため、従業員の正社員としての採用を進める。
- ・ 結婚や出産・育児により退職した者の再雇用を進める。
- ・ 採用後において、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進する。

② 障害者雇用の促進等

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の遵守はもとより、それを上回る雇用を進める。
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守はもとより、それを上回る雇用を進める。

(4) 地域の防災・防犯、交通安全対策の実施

① 災害時の避難場所、緊急時の物資の提供等

- ・ 災害発生時において、避難場所や救護場所として、駐車場などの敷地を提供する。
- ・ 災害発生時において、市町村、県からの依頼に応じ、食料・飲料、生活用品などの緊急物資を提供する。

② 地域又は広域防災訓練への参加及び協力

- ・ 災害発生時の地域での共助による救助活動に備えるため、県、市町村や地域で行われる防災訓練などに参加、協力する。

- ・ AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、従業員向け講習会等を開催し、取扱方法を周知徹底する。

③ 防犯対策・青少年の非行防止対策の実施

- ・ 深夜営業の際は、適切な照明により見通しを確保するとともに、警備員を増員しての巡回、声かけ、年齢確認により、青少年の帰宅を促す。
- ・ 営業時間外における駐車場等の施錠等施設管理を徹底する。
- ・ 施設内、駐車場及び駐輪場における犯罪の抑止、非行防止のため、防犯灯、防犯カメラ等の設置などを行う。

④ 緊急通報体制の確立

- ・ 地域における防犯対策の強化を図るため、店舗及びその周辺での事件発生時に警察への緊急通報や来客の避難誘導を行うための体制を整備する。

⑤ 交通安全対策の実施

- ・ 交通事故防止や交通安全の啓発のため、市町村や地域で行われる交通安全運動などに参加、協力する。
- ・ 繁忙期や混雑時において、買物客や通行者の安全を確保するため、交通誘導員を増員して配置する。
- ・ 著しい交通渋滞が発生し、地域から苦情などが寄せられた場合において、追加的な対応策を講じ、交通渋滞の軽減を図る。
- ・ 施設周辺及び施設駐車場の道路環境の整備に当たっては、警察本部、地元警察署及び道路管理者からの意見を十分に尊重し、その実現に向けて真摯に取り組む。

⑥ 消防団活動への協力

- ・ 市町村が実施する「消防団協力事業所表示制度」に登録し、従業員の消防団活動に最大限配慮する。

(5) 少子化・高齢化対策等

① 県、市町村が実施する少子化対策への協力

- ・ やまなし子育て応援カード事業に協賛し、子育て応援カードを提示する利用者に対して商品の割引などのサービスを提供する。
- ・ 「子育て応援・男女いきいき宣言」企業・事業所に応募し、従業員の仕事と子育ての両立や地域における子育てへの応援に取り組む。

② 育児、介護休業制度活用の推進

- ・ 仕事と家庭を両立しやすい環境を整備するため、男性従業員を含めた育児、介護休業の取得や短時間勤務制度の導入などを積極的に進める。

③ 子育て支援の推進

- ・ 子どもを育てやすい環境づくり推進の取り組みとして、来客、従業員及び地域住民が利用できる託児スペースや育児相談所等を設置する。

④ ユニバーサルデザインに配慮した店づくり

- ・ 高齢者や障害をもつ人、乳幼児を連れた人など、すべての人に使いやすい店舗の構造や設備(多目的用トイレ、授乳室等)を整備・設置する。

(6) 環境対策の推進

① 廃棄物抑制対策の実施

- ・ マイバッグやマイバスケット持参の呼びかけを行う。
- ・ 量り売りによるトレイの削減や、包装紙・紙袋の簡素化などを推進する。

② リサイクル対策の実施

- ・ ペットボトル、食品トレイ等再生可能な資源を回収するため、リサイクルボックスを設置する。
- ・ 店舗内で発生した生ごみは、悪臭の発生などに配慮したうえで堆肥化など自家処理を行う。

③ 環境美化対策の実施

- ・ ごみの投げ捨てや不法投棄を防止するため、ごみ箱を適切な場所に設置するとともに、ごみのポイ捨て禁止や持ち込み禁止の意識啓発を図る。

④ エネルギー対策の実施

- ・ 山梨県地球温暖化対策条例に基づく排出抑制計画に取り組む。
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)を遵守し、エネルギー使用量の削減に取り組む。
- ・ 過剰な照明器具の削減や空調設備の適切な温度設定を行うとともに、これらの定期的な清掃や保守点検を実施する。
- ・ 太陽光発電、燃料電池などの新エネルギー設備やLED照明、ヒートポンプ給湯器など高効率なエネルギー機器の設置を行う。
- ・ 建物の外壁、窓等を断熱性能の高いものとするなど、建物の省エネ対策を行う。

⑤ エコドライブの推進

- ・ 自家用車による二酸化炭素等の排出を抑制するため、駐車場にアイドリングストップの看板を設置するなど、来客にエコドライブの周知を行う。
- ・ 社用車や自家用車による二酸化炭素の排出を抑制するため、従業員にエコドライブの周知を行う。

⑥ 豊かな森づくりへの協力

- ・ 企業や団体による森づくり活動に取り組み、地域と一体となった森林づくりを行う。

(7) 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策

① 撤退に関する早期の情報提供等

- ・ 撤退（退店）に関する情報を可能な限り早い時期に公表するとともに、撤退（退店）の時期やその後の対応策について、地域の関係者に説明する。
- ・ 取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖に関する早期の情報提供や後継店への紹介を行う。

② 後継店の確保

- ・ 地域住民の買物の利便性が損なわれないよう、地権者等と協力して後継店を確保する。

③ 従業員の雇用の確保

- ・ 地域における失業の発生を回避するため、関係機関と連携して、従業員の再就職支援や配置転換などを行い、従業員の雇用を確保する。

④ 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・ 店舗を閉鎖した場合は、閉鎖に伴う環境や景観の悪化を防止するため建物管理を徹底する。

3 積極的な取り組みを期待する地域貢献活動

持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくりに寄与し、もって県民の豊かで快適な生活の確保に資するため、設置者等の行う地域貢献活動について、本章の「2 大規模小売店舗の設置者等に求める地域貢献活動」において例示した具体事例のうち、次について特に自主的かつ積極的な取り組みを期待します。

- (1) 地域づくりへの協力として、大規模小売店舗の設置者及び小売業者と市町村、地域住民、商工会議所又は商工会等で構成する地域貢献協議会を設け、地域貢献活動基本計画（案）の作成や、店舗開業後の地域との意見交換の場として活用すること（2（1）②）。
- (2) 地域及び県内の商業者のテナント入居促進、県内業者との取引促進、地産地消の推進等、地域経済活性化を推進すること（2（2）①、②及び④）。
- (3) 少子高齢化対策等のうち、託児スペースや育児相談所等の設置など子育て支援を推進すること（2（5）③）。

4 地域貢献活動基本計画の提出等の手続

(1) 地域貢献協議会の開催等

地域貢献協議会は、対象店舗の設置者又は小売業者（以下「設置者等」といいます。）が、地域貢献活動基本計画（案）の作成に先立ち、市町村、地域住民、商工会議所又は商工会等（以下「地域住民等」といいます。）と地域貢献活動の内容について協議を行い、地域住民等の意見を当該計画（案）に反映することなどを目的とするものです。

設置者等は、地域貢献活動基本計画（案）を作成するにあたり、事前に地域貢献協議会を設置し、その内容について協議することを期待します。

- ① 地域貢献協議会を設置する場合は、対象店舗の設置者及び小売業者並びに地域住民等を構成員とし、地域の実情に応じその他の構成員を決定してください。

また、開催の時期については大規模小売店舗立地法の届出の前後で任意に決めてください。

- ② 設置者等は、①の協議会設置においては、会の規約等を作成し、併せて開催日時、開催場所その他構成員に必要な情報を周知してください。

- ③ 設置者等は、①の協議会を開催したときは、その状況を記載した『**地域貢献協議会開催結果報告書**』《第6号様式》を開催日から2週間以内に、知事に提出してください。

- ④ 設置者等は、①の協議会における協議結果を地域貢献活動基本計画（案）に

反映するよう努めてください。

(2) 地域貢献活動基本計画（案）の提出及び公表

- ① 対象店舗の設置者は、あらかじめ、実施を予定する地域貢献活動の内容・時期などの必要事項を記載した『**地域貢献活動基本計画（案）**』《**第7号様式**》を知事に提出してください。

対象店舗の小売業者が地域貢献活動の主体となる場合は、当該小売業者が提出することも可能です。

また、設置者及び小売業者の連名により提出することも可能です。

- ② 地域貢献活動基本計画（案）の提出は、立地計画書に係る県意見が述べられた後であって、かつ、大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出をした日から1か月以内とします。

なお、この基本計画（案）は、大規模小売店舗立地法による届出と併せて提出することも可能とします。

- ③ 知事は、地域貢献活動基本計画（案）の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(3) 地域貢献活動基本計画（案）説明会の開催

- ① 地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、提出から2か月以内に、立地予定市町村において、当該基本計画（案）の内容を周知するための説明会を開催してください。

この説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の説明会と併せて開催することも可能とします。

- ② ①の説明会開催にあたっては、大規模小売店舗立地法第7条第2項の公告に準じて、開催日時、場所その他出席者に必要な情報を広く周知してください。

- ③ 地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、①の説明会を開催したときは、その状況を記載した『**地域貢献活動基本計画（案）説明会開催結果報告書**』《**第8号様式**》を、開催日から2週間以内に、知事に提出してください。

- ④ 知事は、③の報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

(4) 地域住民等の意見の提出機会の提供等

- ① 地域住民等は、知事が地域貢献活動基本計画（案）を公表した日から2か月以内に、知事に対して当該基本計画（案）に関する意見を『**地域貢献活動基本計画（案）に関する意見書**』《**第9号様式**》により提出することができます。
- ② 知事は、①により地域住民等から意見が提出されたときは、意見提出期間の終了後速やかに、その意見の概要を県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(5) 県意見の陳述・公表

- ① 知事は、(3)の説明会開催結果及び(4)の意見内容を踏まえ、地域貢献活動基本計画（案）の提出者に対し、提出から4か月以内に、当該基本計画（案）に関する県としての意見を述べる（特に意見がないときは、その旨を通知する）ものとします。
- ② 知事は、地域貢献活動基本計画（案）の提出者に対して意見を述べたときは、速やかにその内容を県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

(6) 地域貢献活動基本計画書の提出

- ① 地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、(5)の県意見を踏まえ、開業前にあらかじめ『**地域貢献活動基本計画書**』《**第10号様式**》を知事に提出してください。
- ② ①の基本計画書の提出者は、提出後、地域住民の要請等により当該基本計画書の内容を変更する場合は、その理由を記載の上、変更後の『**地域貢献活動基本計画書**』《**第10号様式**》を知事に提出してください。
- ③ 知事は、①により基本計画書の提出があったとき、又は②により変更後の基本計画書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表するとともに報道機関への情報提供を行います。

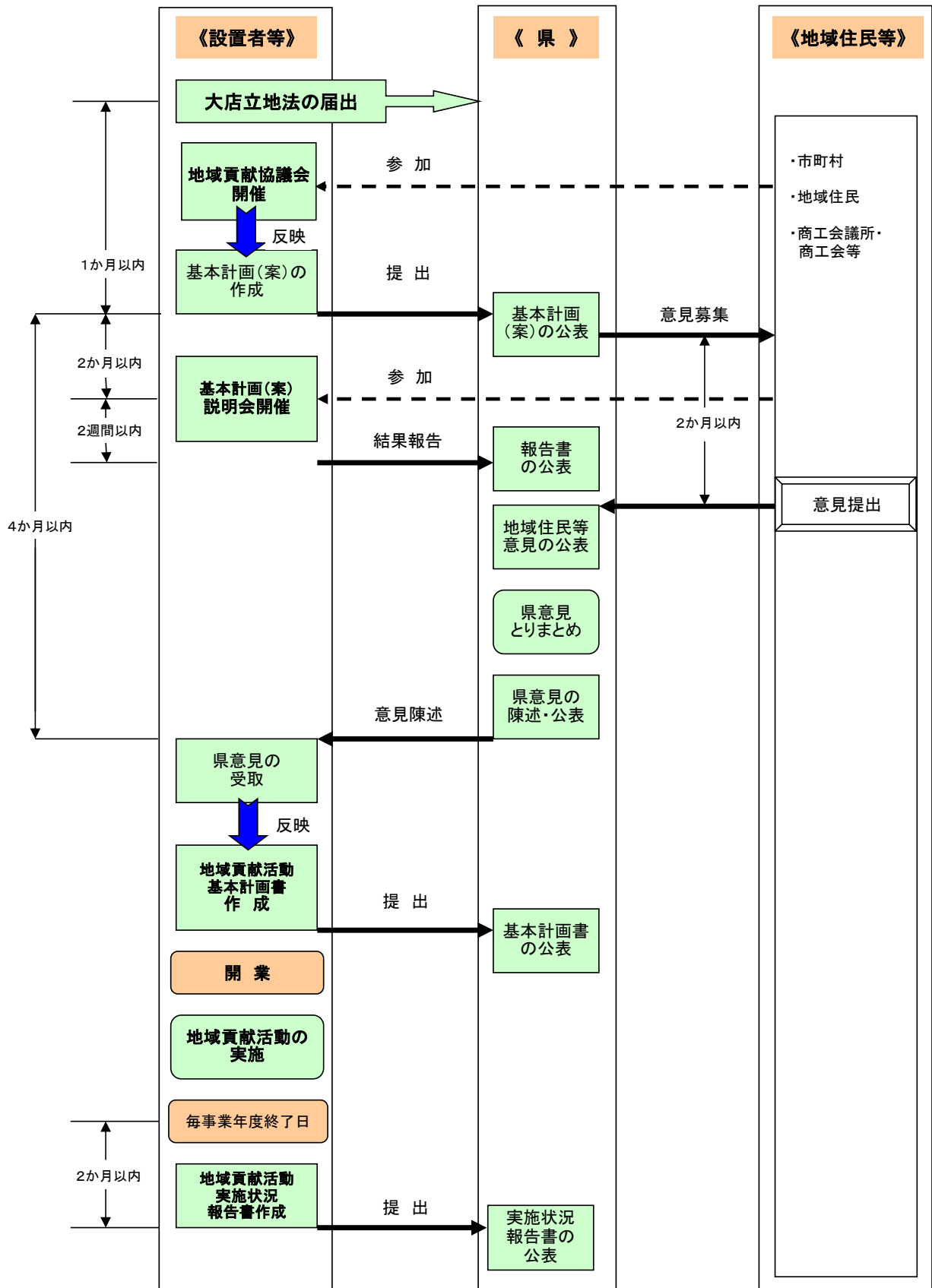
(7) 地域貢献活動実施状況報告書の提出

- ① (6)の基本計画書の提出者は、開業後、毎営業年度又は地域貢献活動実施

年度（以下「事業年度」といいます。）の終了日の翌日から2か月以内に、『**地域貢献活動実施状況報告書**』《**第11号様式**》を知事に提出してください。

- ② 知事は、①により報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

■地域貢献活動基本計画提出等手続の流れ



第5章 方針の推進にあたって

1 推進体制

(1) 市町村などとの連携

県は、この方針の推進にあたっては、市町村その他の関係団体との密接な連携に努めるものとします。

(2) 庁内推進体制

大規模集客施設等の立地をめぐっては、その影響の大きさから、多数の関係法令や県の関係部門の関与が必要となります。

したがって、県として一体的に大規模集客施設等の立地適正化を推進していくためには、関係事務・法令を所管する部門相互間の全庁的な連携が欠かせないこととなります。

このため、庁内連携組織体制を構築し、立地計画情報の迅速な庁内共有を図るとともに、個別の事案について、関係の個別法令及びこの方針の趣旨に留意し、適切に対応していきます。

2 県の役割と市町村等への期待

(1) 県の役割

県は、「持続的発展が可能な暮らしやすいまちづくり」を実現するため、単独市町村域を越えてまちづくりに影響を及ぼす可能性が高い特定集客施設を含む大規模集客施設等の適正立地を図ることにより、広域の行政主体としての役割を果たしていきます。

このため、関係法令の厳正な執行及びこの方針に定める事項の着実な遂行により、大規模集客施設等の立地適正化に努めていきます。

(2) 市町村への期待

住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域のまちづくりに一義的に責任を負う行政主体として、重要な権限と責任が付与されています。

一方、全国的に、郊外地域への大規模集客施設の立地推進に取り組む市町村が多く見られ、周辺地域などに広域的に及ぼす影響への関心は、高いとは言えない傾向にあります。

市町村においては、国・県におけるまちづくり政策の転換も踏まえ、都市機

能の市街地集積と無秩序な郊外拡散の抑制による都市構造の適正化に向けて、県との密接な連携とパートナーシップのもと、その与えられた都市計画その他の土地利用調整に関する法的権限を厳正に執行していくことが重要です。

特に、大規模集客施設等の立地計画を把握した場合は、速やかに県に情報提供を行うなど、この方針の推進への具体的・積極的な協力が期待されます。

※ 立地市町村においては、県への情報提供にあたり立地計画に対する参考意見を付するよう努めてください。

また、各市町村においては、この方針の対象とならない規模の集客施設についても、この方針に準じて、立地に際し、住民等に対し早期に情報提供を行った上で十分な議論を行うとともに、地域貢献活動を促進するなど、住民の暮らしやすいまちづくりに資するよう努めることが期待されます。

(3) 大規模集客施設等の設置者などの事業者への期待

本県内での大規模集客施設等の立地を検討する事業者においては、この方針をはじめ、県の都市計画や土地利用に関する諸方針・諸計画を的確に理解した上で、立地計画検討にあたっての最重要資料としていただく必要があります。

また、この方針により事業者に求められる立地計画届出や地域貢献活動基本計画の提出などの手続を正しく理解した上で、時機を逸することなく適切に対応されることが期待されます。

さらに、地域貢献活動など、県が推進する開業後の取組に関しても、自主的・積極的な協力が期待されています。

雑 則

■ 施行期日

この方針は、平成22年1月1日から施行します。

■ 「大規模集客施設の立地に関する方針」の廃止

この方針の施行に伴い、平成19年11月30日施行の「大規模集客施設の立地に関する方針」は、廃止します。

■ 経過措置

この方針の施行の日から平成22年3月31日までの間は、この方針の第3章の手続は、大規模集客施設のみを対象とします。

様 式 編

◆ この方針に基づく県知事への届出、報告及び意見提出を行う際、使用していただく様式です。

様 式 一 覧 表

様式番号	様 式 名	掲載ページ	本文参照箇所
第 1 号様式	立地計画書（新設）	P 3 4	P 1 4 第 3 章 2（1）①
第 2 号様式	立地計画書（増床）	P 3 5	P 1 4 第 3 章 2（1）①
第 3 号様式	立地計画変更・廃止届出書	P 3 6	P 1 5 第 3 章 2（1）⑤
第 4 号様式	立地計画説明会開催結果報告書	P 3 7	P 1 5 第 3 章 2（3）③
第 5 号様式 の 1	立地計画に関する意見書 （市町村提出用）	P 3 8	P 1 5 第 3 章 2（4）①
第 5 号様式 の 2	立地計画に関する意見書 （住民等提出用）	P 3 9	P 1 5 第 3 章 2（4）①
第 6 号様式	地域貢献協議会開催結果報告書	P 4 0	P 2 5 第 4 章 4（1）③
第 7 号様式	地域貢献活動基本計画（案）	P 4 1	P 2 6 第 4 章 4（2）①
第 8 号様式	地域貢献活動基本計画（案）説明会 開催結果報告書	P 4 3	P 2 6 第 4 章 4（3）③
第 9 号様式	地域貢献活動基本計画（案）に関する 意見書	P 4 4	P 2 7 第 4 章 4（4）①
第 1 0 号様式	地域貢献活動基本計画書	P 4 5	P 2 7 第 4 章 4（6）①
第 1 1 号様式	地域貢献活動実施状況報告書	P 4 6	P 2 7 第 4 章 4（7）①

第1号様式

立地計画書（新設）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（1）①）により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設等の名称	
大規模集客施設等の立地を予定する場所	(所在地) (位置図) 別添※1
大規模集客施設等の規模及び業種	(合計床面積) ※2 ㎡ (敷地面積) ㎡ (駐車場収容台数) 台 (施設で営む主な業種)
大規模小売店舗の概要※ ※大規模小売店舗の場合に記入	(店舗面積) ※2 ㎡ ----- (核となる店舗の小売業者名)
	(その業態及び主な販売品目)
	----- (その他のテナント名)
立地（開業）までのスケジュール	(必要な法定手続の種類・着手予定時期) ※3 ----- (着工予定年月日) ----- (開業予定年月日)

※1 施設の位置関係がわかるような図面（A4）を添付してください。

※2 複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P13参照）

※3 都市計画法・農地法・大規模小売店舗立地法・農業振興地域の整備に関する法律・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発事業の基準に関する条例・森林法に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P14参照）

第2号様式

立地計画書（増床）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（1）①）により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設等の名称	
大規模集客施設等の所在地	(所在地) (位置図) 別添 ※1
大規模集客施設等の規模及び業種	(合計床面積) ※2 ・増床前 m^2 ・増床後 m^2 (駐車場収容台数) ・増床前 台 ・増床後 台 (施設で営む主な業種)
大規模小売店舗の概要	(店舗面積) ※2 ・増床前 m^2 ・増床後 m^2
※大規模小売店舗の場合に記入	(核となる店舗の小売業者名) ※変更となる場合に記入 (その業態及び主な販売品目) (その他のテナント名) ※変更となる場合に記入
増床までのスケジュール	(必要な法定手続の種類・着手予定時期) ※3 ----- (着工予定年月日) ----- (増床後開業予定年月日)

- ※1 増床後の施設の位置関係がわかるような図面（A4）を添付してください。
- ※2 既存施設の周辺に別棟が設置され、これら複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P13 参照）
- ※3 都市計画法・農地法・大規模小売店舗立地法・農業振興地域の整備に関する法律・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発の基準に関する条例・森林法に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P14 参照）

第3号様式

立地計画変更・廃止届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあつてはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（1）⑤）により、次のとおり届け出ます。

- 1 大規模集客施設等の名称
- 2 大規模集客施設等の立地予定場所
- 3 変更・廃止の別

届出の変更 ・ 届出の廃止

※ 変更の場合、その内容

(変更前)

(変更後)

- 4 変更・廃止の理由

第4号様式

立地計画説明会開催結果報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあつてはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（3）③）により、次のとおり届け出ます。

- 1 大規模集客施設等の名称
- 2 大規模集客施設等の立地予定場所
- 3 説明会の開催周知
 - (1) 周知した日
 - (2) 周知した方法
- 4 説明会開催結果の概要
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 説明者
 - (4) 出席者数
 - (5) 説明の概要
 - (6) 出席者からの意見・質問の要旨及び設置者の回答内容

※ 議事録その他参考になる資料を添付してください。

立地計画に関する意見書

年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（4）①）により、次のとおり意見を述べます。

1 大規模集客施設等の名称及び立地予定場所

2 意見の内容

（1）意見

（2）理由

※ 記入上の注意

- （1） 設置が計画される大規模集客施設等について、その立地の適正化を図る見地から意見を述べてください。
- （2） 記述にあたっては、「大規模集客施設等の立地に関する方針」の趣旨・目的を逸脱した意見は述べることができないことに留意し、できるだけ意見の根拠を明確にするよう努めてください。
- （3） 提出された意見については、その概要を県のホームページ等で公表します。

立地計画に関する意見書

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつてはその代表者の氏名

(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（4）①）により、次のとおり意見を述べます。

- 1 大規模集客施設等の名称及び立地予定場所
- 2 提出する意見の区分（必ずいずれかにチェックしてください。）

この意見書は、計画中の大規模集客施設等が、

- 周辺地域の居住環境（騒音、交通安全性、景観など）に与える影響
- 都市のはたらき（交通渋滞、道路等社会基盤の新規整備の必要性など）に与える影響
- 周辺の関係市町村のまちづくりに与える影響

について、意見を述べるものです。

※ ご意見の記述にあたっては、大規模小売店舗立地法の規定により、地方公共団体による地域的な需給調整は行うことができないことに特にご留意ください。

3 意見の内容

(1) 意見

(2) 理由

※ 記入上の注意

- (1) あなたは、設置が計画される大規模集客施設等の立地の適正化を図る見地から、ご意見を述べることができます。
- (2) あなたが提出したご意見については、その概要を県のホームページ等で公表します。
- (3) ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。
- (4) ご意見が、公序良俗に反するときや、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められるときは、公表しない場合があります。

地域貢献協議会開催結果報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあつてはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章4（1）③）により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 協議会の開催周知

- (1) 周知した日
- (2) 周知した方法

3 協議会開催結果の概要

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席構成員
- (4) 協議の概要
- (5) 構成員からの意見・質問の要旨及び設置者（小売業者）の回答内容

※ 議事録その他参考になる資料を添付してください。

第7号様式

地域貢献活動基本計画（案）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあつてはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章4（2）①）により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 地域貢献活動担当窓口

- (1) 部署名
- (2) 担当者職氏名
- (3) 連絡先電話番号
- (4) メールアドレス

3 事業年度

毎年 月 日 ～ 翌年 月 日

4 地域貢献活動基本計画（案）の内容

(別紙のとおり)

(別紙)

事項	項目	地域貢献活動の内容 (具体的に記入)	実施時期	目標数値 (できるだけ記入)

第8号様式

地域貢献活動基本計画（案）説明会開催結果報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつてはその代表者の氏名

(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章4（3）③）により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 説明会の開催周知

- (1) 周知した日
- (2) 周知した方法

3 説明会開催結果の概要

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 説明者
- (4) 出席者数
- (5) 説明の概要
- (6) 出席者からの意見・質問の要旨及び設置者の回答内容

※ 議事録その他参考になる資料を添付してください。

第9号様式

地域貢献活動基本計画（案）に関する意見書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつてはその代表者の氏名

(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章4（4）①）により、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 意見の内容

- (1) 意見

- (2) 理由

※ 記入上の注意

- (1) あなたは、設置者の積極的な地域貢献活動を促進する見地から、ご意見を述べることでありますので、大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章2）に掲げる取り組み事例を参考に、できるだけ具体的にお書きください。
- (2) あなたが提出したご意見については、その概要を県のホームページで公表します。
- (3) ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。
- (4) ご意見が、公序良俗に反するときや、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められるときは、公表しない場合があります。

第10号様式

地域貢献活動基本計画書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあつてはその代表者の氏名
(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章4（6）①）（第4章4（6）②）により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 地域貢献活動担当窓口

- (1) 部署名
- (2) 担当者職氏名
- (3) 連絡先電話番号
- (4) メールアドレス

3 事業年度

毎年 月 日 ～ 翌年 月 日

4 開業日

年 月 日

5 地域貢献活動基本計画の内容

(別紙のとおり)

※ 第7号様式の(別紙)を使用してください。

6 変更の理由

(基本計画書の内容を変更する場合に記載してください。)

第 1 1 号様式

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあってはその代表者の氏名

(担当者氏名・連絡先電話番号)

大規模集客施設等の立地に関する方針（第4章4（7）①）により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 地域貢献活動担当窓口

- (1) 部署名
- (2) 担当者職氏名
- (3) 連絡先電話番号
- (4) メールアドレス

3 事業年度

年 月 日 ～ 年 月 日

4 地域貢献活動実施状況の内容

(別紙のとおり)

(別紙)

事項	項目	地域貢献活動の内容 (具体的に記入)	実施時期	実績数値 (できるだけ記入)

《この方針に関するお問い合わせ先》

■立地方針に関すること

山梨県 産業労働部 産業政策課

TEL 055-223-1535

■立地に係る関係法令についてのお問い合わせ

(国土利用計画法関係) 山梨県 リニア交通局 地域創生・人口対策課

TEL 055-223-1845

(都市計画法関係) 山梨県 県土整備部 都市計画課

TEL 055-223-1717

(建築基準法関係) 山梨県 県土整備部 建築住宅課

TEL 055-223-1735

(農地諸法関係) 山梨県 農政部 農村振興課

TEL 055-223-1595

(環境影響評価関係) 山梨県 森林環境部 大気水質保全課

TEL 055-223-1513